


課	長	課	長	司令官
／				

鎮西參編第三五九號

九州上陸地支局同支部設置等ニ關スル件達

昭和二十年十月三日

西部軍管區司令官

關係部 隊 一 般

第一條 本達ハ陸軍第一九〇九號外番部隊歸還ニ伴フ上陸地支局等ノ件達（軍保管）ニ其キ九州上陸地支局及同支部ノ設置等ニ關シ必クナル事項ヲ定ム

第二條 九州上陸地支局報ハ四部ニ區司令官ニ報シ各支部ヲ併セ指

第三條 九州上陸地支局ノ設置ニ任官、設置時期左ノ如ク

九州上陸地支局 博多兵站部事務所長 自十月十日

九州上陸地支局 關門支部 關門兵站部事務所長 自十月十三日

第四條 前條支局同支部ノ編制附表第一ノ如ク

0044

第五條 支局及同支部ノ業務左ノ如シ

上陸軍人、軍屬等ノ宿營、給與

上陸指導、上陸援助

鐵道輸送處理

上陸地檢疫ノ援助

救急診療

歸還遺骨、遺留品ノ處理

上陸軍人、軍屬等ニ對スル軍需品ノ給與等

外貨ニ對スル補給品等ノ保管及積込等

其ノ他臨機ノ業務

第六條 九州上陸地支局以下同シノ業務上區處關係ヲ律スルコト左

ノ如シ

上陸地支局長ハ上陸業務ノ爲上陸地ニ派遣セラル、軍人、軍屬及

上陸軍人、軍屬乃至部隊但シ幕僚長ヲ有スルヲ上陸業務ニ關シ區

處スルモノトス但シ支局長ヨリ上級先任者ニ對シテハ此ノ限りニ

在ラス

2. 憲兵司令官、陸軍留守業務部長、陸軍東京經理部長上陸地ニ派遣
セル人員ノ軍事警察、人員制正資金ノ受理交付、帳簿ノ受理業務
等ニ關シ直接之ヲ區處ス

3. 輸送業務ニ關シ船舶司令官及門司地區鐵道司令官（之等機關ノ復
歸後ニアリテハ之ヲ繼承セル政府機關）支局區處ヲ受ク

支局長ハ上陸業務實施ノ爲福岡陸軍糧秣、同需品、同衛生材料支
廠長直接區處スルコトヲ得

第七條 支局ノ編成ハ門司、博多兵站事務所及次條ノ人員資材ヲ以
テ取敢ス編成スルモノトシ將來博多支局ニアリテ佐世保ニ、門司
支局ニアリテハ別府ニ支局ヲ分派シ得ルノ準備ヲ盡フルモノトシ要
スレバ完結後更ニ陣容ヲ強化スルモノトス

第八條 支局編成要員並書寫差出區分表第二ノ如シ

第九條 船務司令官ニ轉屬スヘキ檢疫業務要員差出區分表第三ノ如シ

第十條 本條編成或差出人員ノ充ニ方リテハ等ニ示ス者ノ外下級下

0046

士官、兵ニ在リテハ努メテ後顧ノ憂無キ現役ノ獨身者中ヨリ實直ニシテ且身體強健ナル者ヲ選拔スルモノトシ又一般ニ將來長期ニ亘リ支局職員（將校、高等文官、下士官、兵ハ判任文官、雇員、傭人）タリ得ルモノヲ選定スルモノトス

第十一條 編成竣轉屬下士官、兵ノ個人裝備（兵器ヲ除ク）附表第下ノ如シ

第十二條 支局及支隊支那裝備資材差出區分表第三ノ如シ

第十三條 九州上陸地支局長ハ十月二十日迄ニ軍醫監司令官ニ將校職員表（該屬前後ノ職、兵種、役直、官氏名、轉屬年月日）人員一覽表及支局施設ノ圖（要圖）ヲ提出スルモノトス

第十四條 本令發布後分附表第六ノ如シ

附 則

一、九州上陸地支局開門、他陸支隊ハ編成完結ノ時ヲ以テ九州上陸地支局ノ部下ニ入ルモノトス

附表第一其

九州上陸地支局(佐世保支部)編制表

階級	業務区分	陸地		通	給	医	船	鉄	計
		本	宿						
中少將	長一								
大佐	一								
中少佐	三(2)				主計一				
大尉	二(1)				主計二(1)				
中少尉	二(1)				計五(1)				
下士官	五(7)				計七(2)				
兵	五(7)				計三(1)				
計	四三(19)				計三(1)				
資材									
事務用器具	四三(19)								
宿營用器具	三七(16)								
倒車	四一(17)								
給養器具	四三(19)								
衛生材料	九(4)								
船舶									
船内鉄									
計	四三(19)								

一 將校、高等文官ヲ以テ、下士官、兵ハ判任文官、雇員、傭人ヲ以テ充ツルコトヲ得ル。又下士官、兵ハ爲シ得ル限リ、速ニ判任文官、雇員、傭人ヲ以テ充ツルコトヲス。

二 本表、外警備要員トシテ本部ニ尉官一名、下士官(判任文官)十名、兵(雇員、傭人)五十名(20)ヲ増加ス。

三 本表、外陸軍省軍管区司令部、職員ヲシテ上陸地支局職員ニ兼勤セシムルコトアリ。

四 括弧内ハ將來、佐世保支部派遣要員トシテ外數トシテ増加ス。

九州上陸地支局別門（別府）支部編制表

考 備	資 材	計	兵	下 士 曹	中 (少) 尉	大 尉	中 (少) 佐	大 佐	階級
									業務区分 (本部)
一、括弧内ハ將來ノ別府支部派遣要員トシテ増加ス 前項別府支部要員ハ別府支部ニ増加配屬ス 二、附表第一其一備考一三號ニ同シ	事務用具等	二九 (19)	一〇 (7)	一〇 (7)	三 (2)	一 (1)	三 (2)	一	統轄 (本部)
	信營用具等	二五 (16)	一六 (10)	六 (4)	二 (2)	一			信營
	自動車 ① ②	二七 (17)	二五 (15)	一 (1)	一 (1)				輸送
	③ ④ ⑤	二三 (23)	二〇 (20)	二 (2)	一 (1)				通信
	給養器具	六八 (34)	四〇 (20)	二〇 (10)	主計 四計 二計	主計 三計 一計	主計 一計	主計 一計	給與
	衛生材料	一一 (9)	六 (5)	衛生 三	衛生 三	軍醫 二	軍醫 一		醫療
		一三	五	五	一	一	一		船舶
		八	三	二	一	一	一		鐵道
		三五 (24)	三〇 (20)	四 (3)	一 (1)				警備
		一四〇 (142)	一五五 (97)	五三 (30)	一六 (10)	九 (2)	六 (3)	一	計

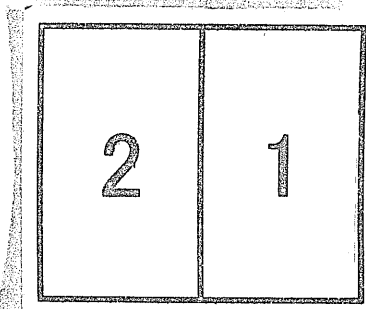
附表第一其三

九州上陸地支局仙崎支部編制表

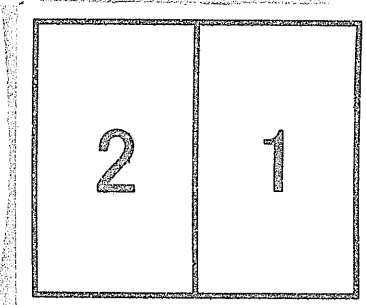
階級	職務	大(中)佐	中(少)佐	大尉	中(少)尉	下士官	兵	計	資材	備考
統轄	本部	一	一	一	二	七	七	一九	事務用具等	一 附表第一其 一備考一、三 号二同
宿営	輸送				二	四	〇	一六	宿営用具等	
通信					一	一	一五	一七	品五	
給與				主計	主計	二	二〇	二	器具	
医療				主計	主計	三	二〇	三四	給養器具	
警備				軍医	二五	三	五	九	衛生材料	
計		一	二	二	一〇	三	九七	二四一四二		

0050

分割撮影ターゲット

分割した 部分の 撮影順序	
分割撮影 した理由	A 3 版 以 上 の た め
上記のとおり分割撮影した事を証明する。	

分割撮影ターゲット

<p>分割した 部分の 撮影順序</p>	
<p>分割撮影 した理由</p>	<p>A 3 版 以 上 の た め</p>
<p>上記のとおり分割撮影した事を証明する。</p>	

0055

附表第三

檢疫要員転属差发區分表

被転属部隊 転属人員

差发部隊 転属人員

摘要

船舶司令部

(宇品)

軍医尉官五	久命管二	藥劑尉官一	久命管一	衛生尉官一	福二〇一五	衛生下士官	熊師管〇日	久師管〇	熊師管〇日	計	二八
-------	------	-------	------	-------	-------	-------	-------	------	-------	---	----

大長又ハ下適兵
長各半數ヲ充
メルコトヲ得

一本要員ハ防疫業務適任者トシ本達第十
條ニ準テスル有素實者ヲ充用差发ス
トス
二差发部隊長ハ將校ノ転属後ノ職名
ヲ官氏名ニ転属年月日ヲ軍管区司令官
ニ報告スルモノトス

0057

附表第五

資材差出區分表

被轉屬部隊 轉屬資材 差出 期日 摘要	兼用車 一 第五軍	側車 一 第五軍	自動 二 久留米師管	貨車 一五 熊本師管	三〇 電二補	九〇卷 (90) 小倉兵器 補給廠	二 電二補	四 電二補	六 熊本師管
	昭和二十一年十月二十日								
	日本数字ハ支局 アラビア数字ハ同 門支部ニ差出スモ トス ニ選稱ハ成ルヘリ 行セシム					所要ノ字領者ヲ 附シ指定期日迄 ニ差出スモトス			
九州上陸地支局 福岡市新岡町 福岡女子商業學校 門司市丸山國民學校 校内門司兵站部 閩門支部									

備

考

一 本表以外ノ資材中事務用具、宿管用具、給養良器
 具及衛生材料ハ逐次整正備スルモノトシ其ノ所要額
 ヲ軍關係部長ニ請求スルモノトス
 二 現ニ兵站部ニ保有アル資材ノ定數表ニ拘ラス増
 加セラレタルモノトス
 三 自動車ニ在リテハ附表第二ニ示ス自動車ヲ附シ陸
 路輸送ニ依リ被轉屬部隊ニ交付スルモノトス但シ第五十六
 軍ニ在リテハ字領者ヲ附スルモノトス

0059-2

0061